

令和 8 年第 9 回 安芸太田町教育委員会議録			
招 集 年 月 日	令和 8 年 9 月 30 日 (水)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 エコ学習室		
開 閉 会 日 時	開 会	令和 8 年 9 月 30 日 (水) 午前 9 時 30 分	
	閉 会	令和 8 年 9 月 30 日 (水) 午前 10 時 50 分	
出席・欠席委員	出席委員	大野正人・池野博文・清胤祐子・小田純子	
	欠席委員	河本千絵	
職務により会議に出席した者	教育次長 課長 主幹 主幹 課長補佐	長尾航治 清水裕之 佐々木裕美 小坂法美 山根寿春	
会議に付した事件 及び採決結果	議案第 24 号	安芸太田町社会教育委員の委嘱について	可決
	議案第 25 号	安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱について	可決
	議案第 26 号	安芸太田町立図書館協議会委員の委嘱について	可決
	議案第 27 号	安芸太田町文化財保護審議会委員の任命について	可決
	議案第 28 号	安芸太田町スポーツ推進委員の委嘱について	可決
	議案第 29 号	安芸太田町部活動の地域移行・地域連携検討協議会委員の委嘱について	可決
	議案第 30 号	安芸太田町立学校長に対する事務委任規程について	可決
	議案第 31 号	いじめ防止基本方針の改定について	可決
報告・協議事項		1 全国学力学習状況調査（修正）について	

【 議 事 録 】

日程第1 開会

(午後9時30分開会)

教育長)

皆さま、おはようございます。本日は河本委員さんが欠席でございます。本日の会議議題はお手元のとおりでございます。議案、報告協議のうち、公開になじまないものがあれば最後に回して審議したいと思いますがいかがでしょうか。

清胤委員)

無いと思います。

日程第2 教育長報告

教育長)

以下の項目について説明)

1 9月の教育長等の状況

- ① 小学校第2学期始業式
- ② 標語コンクール審査(1日)
- ③ 定住ツアー／認定こども園あさひ(2日)
- ④ 園・所長研修会(2日)
- ⑤ 9月定例議会(4日～17日)
- ⑥ キャリア・スタート・ウィーク・中学校2年生(9日～11日)
- ⑦ 合同合宿・中学校1年生(10日～11日)
- ⑧ 第14回安芸太田町町民グラウンド・ゴルフ大会(13日)
- ⑨ 広島山県郡友会第70回総会(13日)
- ⑩ 保育系大学・短期大学・専門学校訪問(15日)
- ⑪ 新しい学びプロジェクト全国大会(18日・19日)
- ⑫ 県立加計高校体育祭(20日)
- ⑬ 敬老の日(21日)
- ⑭ 国民の休日(22日)
- ⑮ 秋分の日(23日)
- ⑯ 自然保育先進地視察／奈良県川上村・吉野町(25日・26日)
- ⑰ 政策会議(29日)
- ⑱ 昼食会(29日)
- ⑲ 教育委員会会議(30日)
- ⑳ 図書館会議(30日)

2 ミニ研修

(1) 9月定例議会

- ・教育課に関わる一般質問内容と答弁内容について

(2) 自然保育先進地視察

- ・視察の報告

- (3) 社会教育士
・制度の概要、役割等

教育長)

説明は以上でございますが、何か質問等ございますでしょうか。

日程第3 議事

教育長)

議案第24号安芸太田町社会教育委員の委嘱についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

山根課長補佐)

(安芸太田町社会教育委員の委嘱について説明)

教育長)

説明は以上でございますが何かご質問はございますか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りいたします。議案第24号安芸太田町社会教育委員の委嘱についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。よって議案第24号安芸太田町社会教育委員の委嘱については原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第25号安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

山根課長補佐)

(安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱について説明)

教育長)

説明は以上でございますけれども何かご質問はございませんか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りいたします。議案第25号安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。よって議案第 25 号安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第 26 号安芸太田町立図書館協議会委員の委嘱についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

山根課長補佐)

(安芸太田町立図書館協議会委員の委嘱について説明)

教育長)

説明は以上でございますけれども何かご質問はございませんか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りいたします。議案第 26 号安芸太田町立図書館協議会委員の委嘱についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。よって議案第 26 号安芸太田町立図書館協議会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第 27 号安芸太田町文化財保護審議会委員の任命についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

山根課長補佐)

(議案第 27 号安芸太田町文化財保護審議会委員の任命について説明)

教育長)

説明は以上ですけれども何かご質問はございませんか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りいたします。議案第 27 号安芸太田町文化財保護審議会委員の任命についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。よって議案第 27 号安芸太田町文化財保護審議会委員の任命については原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第 28 号安芸太田町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

山根課長補佐)

(安芸太田町スポーツ推進委員の委嘱について説明)

教育長)

説明は以上でございますけれども、なにか質問はございませんでしょうか。

清胤委員)

安芸太田町に以前住まわれていた方が入っていたと思うんですが、その理由は何ですか。

山根課長補佐)

以前町内にお住まいだったかと思うんですが、現在は広島市にお住まいのところなんです、現在町内で勤務されている方で活動にも継続的に参加していただいていますので、推進委員は住所要件とかはございませんので、適した方だと思われますので今後も継続していただきたいと思っております。

教育長)

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第 28 号安芸太田町スポーツ推進委員の委嘱についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。よって議案第 28 号安芸太田町スポーツ推進委員の委嘱については原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第 29 号安芸太田町部活動の地域移行・地域連携検討協議会委員の委嘱についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水課長)

(安芸太田町部活動の地域移行・地域連携検討協議会委員の委嘱について説明)

教育長)

説明は以上でございますけれどもなにか質問はございませんでしょうか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りいたします。議案第 29 号安芸太田町部活動の地域移行・地域連携検討協議会委員の委嘱についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。よって議案第 29 号安芸太田町部活動の地域移行・地域連携検討協議会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第 30 号安芸太田町立学校長に対する事務委任規程についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

佐々木主幹)

(安芸太田町立学校長に対する事務委任規程について説明)

教育長)

説明は以上です。何かご質問はございますか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りいたします。議案第 30 号安芸太田町立学校長に対する事務委任規程についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。よって議案第 30 号安芸太田町立学校長に対する事務委任規程については原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第 31 号いじめ防止基本方針の改定についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

佐々木主幹)

(いじめ防止基本方針の改定について説明)

教育長)

改定ということで、本町の現状を踏まえたうえで、特に本町としてここは力を入れているようなところがいじめ防止基本方針にございましたら付け加えていただければありがたいですが。

佐々木主幹)

こちらの方に示させていただきましたことをもとに、より改善をしていく必要があると思っております。一点目は、特に未然防止という視点なんですけれども、何かが起きてから対応するというのではなく、未然防止の観点といったところを非常に大切にしていきたいというこれからの目標といったところも踏まえて記載させていただきました。二点目については、組織的な対応とお伝えさせていただいたのですが、特にいじめ防止委員会の充実、というところです。こちらを起点に組織的な対応につながるよう学校の方で現在も取組をしているところなんです、いじめ防止委員会の中では子ども達の実態について共有することにとどまっている学校がまだ多くございます。アンケートの結果がどうであるとか、先生方の理解を共通のものにするためにこんな取組が必要であるとか、そういったところにまで話が及ぶようにいじめ防止委員会を充実させられるよう、こちらについては今後も丁寧に学校の方と共有をして意識を統一していきたいと思っています。

教育長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

清胤委員)

大変素晴らしいことだと思います。安芸太田町は子どもの人数の少ないところですから、沢山の目が一人一人に注がれていて、例えば学力だったり人間関係だったり上向きに行くだろうって、いじめなんかないだろうって思われがちですけど、人間関係の固定化につながって、幼い頃のちょっとした失敗とか、ちょっとした出来事なんかをずっと引きずって、いじめっていうのは起こり得る、あるいは起こりやすい環境なんじゃないかなって前から危惧しておりました。それを未然に防ぐっていうのはやっぱり風通し、先ほどの研修でありましたけれども、定住促進であったり新しい転校生が入ってきてくださったりとか、地域の方々が教室を覗くとか一緒に活動するとかそういったことが一番いじめの未然防止につながると思います。定住促進に関して、ちょっと最初に戻っちゃうんですが、定住促進ツアーみたいのがあったって教育長さんが報告されていましたが何人、何世帯ぐらいいらしたんでしょうか。

長尾次長)

今回のツアーに関してはこれ地域協働課の方でやっているんですけど、実際にはですね、3組ぐらい。3世帯。全体の申し込みとしては20組いらして、11月にもまたさらに定住ツアーを企画しています。もちろん安芸太田町の魅力も見ていただくっていう

ことで保育現場と安芸太田町の魅力。これがセットになっているところです。

清胤委員)

充分に来ていただけたらと思います。

長尾次長)

先日ツアーに参加された方で入園を希望されてらっしゃる方がもうすでに来年度入園を確定をしています。

清胤委員)

そのツアーが継続して開催されますことを念じております。

教育長)

それではお諮りいたします。議案第 31 号いじめ防止基本方針の改定について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。よって議案第 31 号いじめ防止基本方針の改定については原案のとおり可決されました。

日程第 4 報告・協議

教育長)

報告協議 1 全国学力学習状況調査（修正）についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

佐々木主幹)

(全国学力学習状況調査（修正）についてを説明)

教育長)

説明は以上でございますけれども何かご質問はございますでしょうか。

池野委員)

安芸太田町内の中学生には、入試に関しては加計高校の連携枠があると思うんですが、それがですね、加計高校のモチベーションの維持に必ずしもなっていないと思うんですがいかがでしょうか。

佐々木主幹)

高校入試制度のあり方につきましては、私どもの方で決定をすることはできませんが、やはり子ども達が入試の先を見据えた学習意欲が持てるように授業の方を改善していく必要があるかなと思っております。

清胤委員)

先生方の導き方とか授業における学び方とか素晴らしいと思うんですね。だけどこれが点数の向上へ繋がらないっていうのは、圧倒的に復習だと思います。復習することで前回の教育委員会会議でも言いましたけども、記憶のメカニズムっていうか、定着してそれが自分のスキルを上げるっていうか、そういうことを確認するのはテストだと思うんですね。次のテストで点数が上がったら嬉しい、っていう気持ちが生まれた時にそれがモチベーションになる。入試のその先を見据える、とおっしゃいましたけど、大学にどういうふうに行きたいかとか、どんな職業に就きたいとか、そちらの方向へ夢が広がるにはやっぱり、復習をしっかりして自分の知識、教養が増えたからテストの点数にちゃんと結びついたっていう。そういう実感みたいなものを得られるためのテストだと思うんですね。そういうふう to 次のテストで必ずや点数の向上が見込めるような復習というものを、家庭の方々にも協力していただきながら。せっかく導き方とか学び方をここまで工夫しているのにそれが点数になかなか結びついていかないっていうのは、私は今言ったことが原因ではないかと。復習力をつけていただければと思います。

佐々木主幹)

私も前回の教育委員会会議で清胤委員さんにお話をいただいたことで、たまたま読んでいた図書でも同じように身につけた知識を一度自分の中で整理する、というところの大事さ、といったところを読ませていただいて、リンクしているなというところをとても感じたところです。やはり自分が身につけた知識が使えた、出来たっていう時に意欲にしっかりおりてくるんだと思います。そのあたりについてはですね、各学校でもそういうことを実感しているところです。ヒアリングの中でどの学校でも言っていたのが、家庭学習のあり方をどのようにすれば良いのか、といったところを工夫していきたいという話も出ていましたので、そういった工夫につきましては、町内5校の学校でいろ

いろされている取組を交流したり、より良い取組が他市町にあるのであれば、そういった実践を参考にさせていただいたりしながら質の向上、といったところを図っていきたいと思っております。

教育長)

他に質問はございませんでしょうか。それでは本件の審議を終わります。

池野委員)

別件ですが、町のプールの使用状況について教えてください。

山根課長補佐)

(別紙資料を配付)

安芸太田町水泳プール条例上 11 プールがあるんですけれども、今年度利用予定だった施設は修道、津浪、加計、筒賀、戸河内、上殿の 7 施設です。ただ津浪の方が地域の水不足のためプールに注水するよりは生活水を優先させていただきまして、7 月 27 日に今年度の使用を中止決定とさせていただいておりますので利用者数はございません。資料は令和 8 年度の町内水泳プール利用状況、今年度の利用者数と令和 7 年度町内利用者数、昨年の利用者数の資料と令和 8 年度町内水泳プール施設整備状況の資料をお配りしています。今年度の利用状況なんですけれども、7 月 18 日から 8 月 31 日まで一般開放 45 日間開けておりまして、全施設、津浪を除いて休みなく開設しています。利用者数については暑かったこともありまして筒賀を除いて全て昨年度を超えている状況です。加計、筒賀、戸河内は一般開放以前に小学校保育所とかで使われています。施設整備状況なんですけれども、条例上 11 施設あるんですけれども、議会におきまして、松原水泳プールを普通財産化しておりますが、地元の水道関係の施設と連動をしていることもあって、電気代と火災保険料が発生しているところです。変わった点で言えば、昨年度まではプール監視人だったんですが、今年度はプール管理人としまして監視業務を行わないというふうにさせていただいております。従来の監視人さんが高齢というのもあって、救助能力が十分でないところもありまして名称と役割を変えさせていただいております。管理人さんは加計、筒賀、戸河内に 2 人ずつ配置しております。経費的に違うところがあるのは人件費で言えば通勤手当の差で変わっているところです。

長尾次長)

今後の方向性なんですけれども、使っているプールと使っていないのがあるんですけれども、使っていないプール自体が様々な要件があってですね、地元との折衝だったり学校

付随のプールだったりということがあって、防火水槽のような位置づけで維持しているようなものであったりするので、ここらあたりを整理していったですね、今回水泳プールとして使っていないものに関しては行政財産として廃止すべきであろう、というような話を課内では話をしております。今後そういった協議をしながら現状を使っている7つのプール以外はですね、条例の整備をしていくべきではないかというふうに検討しています。

清胤委員)

津浪が早いうちに中止になって0人ってことですよね。それは致し方ないことはすごくわかるんですが、費用はものすごいかかっている、そういう管理業務委託料とか使わなかったんじゃないんじゃないですか。なんで0なのにこんなに多いんですか。

山根課長補佐)

当初ギリギリまで注水を7月の下旬まで続けて建設課が許す時だけちょっと注水をしていたり機械は開始前に点検していたり薬剤等も事前に購入していたりで。

薬剤等は来年度でも使えるものだと思うんですが、点検とかで費用がかかっているものです。AEDについては隣の津浪の体育館から利用する時だけ移動させる、ということで費用はかからなかったんですけど。

清胤委員)

修道の水道代が0っていうのは何か山水かなんか入れているんですか。

山根課長補佐)

井戸水です。

小田委員)

修道は修繕か何か今年されたんですか。

山根課長補佐)

今年度はろ過装置が経年劣化しておりまして3、40年前の物を入れ替えました。

清胤委員)

利用状況の中で、修道は保育所も使われているとあったんですが。

山根課長補佐)

例年使われているんですが、今年度は0歳児と2歳児しかいないので。

清胤委員)

夏休み中、途切れることなく使っていますね。外孫さんとかが喜んで使わせてもらって、監視人はいないけど、必ず保護者とかが一緒に行って、っていう。かえって安全になっているような感じでみんな喜んでいました。

山根課長補佐)

修道も13時から17時までの使用だったんですが、振興会さんが管理するということで10時に繰り上げています。

清胤委員)

朝方でないと暑そうですね。

教育長)

利用者を全部足したら5,000人ぐらいになるんですけど、ほぼほぼ町の人口になるんですけど。例えば広島市が120万人泳ぎに行っているかっていったらそうではないですね、すごい行政サービスの効果であると思います。

山根課長補佐)

特に戸河内プールが、人数が多いんですが、半分以上が町外の方です。

清胤委員)

教育委員会議で言ってほしいって頼まれていた事案がありまして。戸河内プールは町民よりも町外の方がよく来ているって。無料じゃないですか。だからね、使用料を取るべきだって言っていました。

山根課長補佐)

そうですね。ちょっとそういう意見もあるんですが、使用料とかだと徴収員を置かないといけないので。

清胤委員)

もう募金箱みたいな感じで、お心のある方は、でもいいし、その町内関係者以外の方は施設修繕のための募金を募っております、みたいな感じで募れないかね、ってそこまでご意見いただきましたので一応ご報告を。

長尾次長)

以前に実は検討したことがありまして。今担当が申し上げた通りなんですけれども徴収すること自体がやはりそこに人件費が大きくかかるということで、回収できる金額より人件費が超えてしまう。そうすると町で運営している公共施設なので、そういったものに逆にお金を投じるっていうことはいかななものか、ってというような検討結果になりました。一方で、うちの観光行政はかなりの大金を使ってですね、外来から人を呼び寄せてっていうところがありますので、そういった意味では魅力ある施設ということで、逆に町外の方にどんどんお越しいただいて、今現状で言うと 50m プールを活用しきれているかという、できていない部分もあります。安芸太田町のああいう自然の中で大きいプールがあって、泳いだなという感覚をお子さんがお持ちいただければ、また縁故ができるというかですね、関係人口につながっていくっていう考え方もできるんじゃないか、と課の中では考えております。もちろん町外の方が無制限に利用されて、例えば何か壊されたというような話になれば、きちんした形でですね、皆さんにご負担していただく形になると思うんですが、皆さんに提供しているものなので、しっかり使っていてですね、魅力ある町ということで教育委員会としても発信できれば。町長部局の役に立てるんじゃないかな、という気持ちでやらせていただこうと思います。

清胤委員)

広報かなんかにそういう大きな懐の教育を一言入れていただけたらね、納得されるんじゃないかなと思います。

長尾次長)

町民のご負担でこのプールは使用できています、ってというようなものを掲示するとかですね、そういった啓発っていうのは必要かなと思います。

池野委員)

夏に入るときに、教育委員会の職員さんが総出で掃除されている姿を見ましてですね、非常にご苦勞をおかけしております。

教育長)

それでは以上で本件の審議を終わります。本日予定されておりました日程はすべて終

了いたしました。

では次回の教育委員会会議の日程調整をお願いいたします

(次回の教育委員会会議の日程調整)

11月12日木曜日ということをお願いします。

以上で令和8年第9回教育委員会会議を終わります。ありがとうございました。

(午前10時59分 閉会)